

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	—
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊橋中央部

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況(令和7年1月15日時点)

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,416 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	— ha
② 田の面積	370 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1,046 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	263 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	63 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・施設園芸(大葉、トマト)、露地栽培(キャベツ、ブロッコリー、白菜、スイカ)が中心。
- ・畜産(牛、豚、鶏、うずら)、水田もあり。
- ・水田、畑作、施設園芸、畜産と様々な農家が混在している地域がある。

【課題】

- ・耕作者、所有者の高齢化が進み、後継者が不足している。事業継承、バトンタッチをどのように進めるかが課題。
- ・小規模区画が多く、大区画化が出来ていない。また、農地の集約も進んでいない。
- ・用水等のインフラの整備、維持が出来ていない。特に近年多発するような集中豪雨による被害を受けると、補修が間に合わない。
- ・貸手には用水費などの負担があり、メリットが少ない。
- ・借手も儲からず、賃料を高く支払う余裕がない。
- ・出し手と受け手、双方の理解と協力が必要である。
- ・好条件の農地を借りる際、悪条件の農地も抱き合わせで借りないといけない場合がある。悪条件の農地は耕作できないが、除草などの管理をしなければならず、負担が大きい。
- ・耕作放棄地の増加。悪条件の農地は耕作者が見つからない。処分も出来ず所有者の負担となっている。
- ・中間管理事業の認知度が低い。中間管理事業での契約を敬遠され、相対のままの契約が多くある。
- ・中間管理事業(借上げて農家へ配分)が機能していない。
- ・開拓後80年近くが経過している。雑木が巨大化しており、日陰や落葉によって、農作物の品質低下の被害がある。
- ・利益がない品目が多く離農者が増えた。
- ・販路が限定されている。また、農産物は薄利多売。
- ・大規模に展開する法人が撤退した場合、残される農地も大規模であり、引き取り手が不足する懸念がある。
- ・実際の耕作者情報が分からず、貸借などに繋がらない場合がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・施設園芸(大葉、トマト)、露地栽培(キャベツ、ブロッコリー、白菜、スイカ)、畜産(牛、豚、鶏、うずら)、水田等を引き続き営農する。
- ・経営が成り立つ儲かる農業を目指し地域に還元する。地域の大人も子供も農業に理解を持つ。
- ・エリアごとに作物を分けることを検討する。
- ・大規模な法人に任せず、現農家の規模拡大を最優先に考える。
- ・新規就農者を含め若い人たちがやる気や夢を持てる農業を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、現在の耕作者を基本として、担い手への農地の集積・集約化を進める。担い手が足りない場合はその他農業を担う者による農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	50.75	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作者が耕作できなくなった場合、地域の担い手や隣接する耕作者に繋ぎ少しずつ集団化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組			
・大規模農家や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。			
(2)農地中間管理機構の活用方法			
・上記の集積・集約を農地中間管理機構を周知、活用して実施する。 ・農地中間管理機構の活用が円滑に進むように市やJA等と連携して農業を担う者や土地所有者を支援する。 ・中間管理機構が機能して借上げ地の配分が行われるように働きかける。			
(3)基盤整備事業への取組			
・担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、必要に応じて農用地の大区画化(畔の撤去なども含む)・汎用化等のための基盤整備事業を検討する。 ・作付け可能な農地状態にする整備。 ・個人負担があると難しいため、農地中間管理機構関連農地整備事業も検討。			
(4)多様な経営体の確保・育成の取組			
・地域の担い手と調整した後も耕作者が足りない場合は、新規就農者や外部からの経営体(法人含む)の受入れを検討し将来地域農業を支えられるよう、市、農業委員会、JA等と調整しサポートに取り組む。			
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組			
必要に応じて農作業委託を検討、活用する。			

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

- ⑤放棄地に果樹を植えて産地化。
- ⑦JGAPを取得し、顧客の要望に対応する。
- ⑨営農型太陽光発電を実施する場合、市、農業委員会、豊橋農業協同組合等と協議し、合意を得る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

別紙のとおり

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--